

特定テナント等事業者の評価基準 改正概要（2024（令和6）年9月）

- 評価項目に再生可能エネルギーの利用に関する事項を追加
- 基準年度の設定方法について、通年の排出実績がある年度から設定しなければならないことを明記
- 基準年度の特定温室効果ガス年度排出量及び基準年度の原単位は、第3計画期間の排出係数で算定した値を適用することを明記
- 削減率に応じた評価点について、再生可能エネルギー電気の利用による削減率の増加を踏まえて、最高点（30点）を取得するための削減率及び削減率ごとの獲得点数を改正
- 公表の対象として、総合評価が「A」に満たなかったが、点検表による評価点又は特定温室効果ガス年度排出量による評価点のいずれかの評価点が特に高かった特定テナント等事業者を追加するように改正
- 第3計画期間から第4計画期間へ時点修正
- その他軽微な修正